

自動販売機設置にかかる行政財産貸付一般競争入札公告

自動販売機設置にかかる行政財産貸付について、地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年 3月9日

熱海市長 齊藤 栄

記

1. 貸付期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

2. 入札物件

物件番号	施設名称	貸付場所	貸付面積 幅(m)×奥行(m)	種類	備考	年額最低 貸付料価格 (税抜)
1	第1庁舎①	1階	1.5×1.0	缶・ペットボトル	ユニバーサルデザイン	390,000
2	第1庁舎②	3階	1.5×1.0	紙パック		90,000
3	第1庁舎③	4階	1.5×1.0	缶・ペットボトル		330,000
4	消防庁舎	3階	1.5×1.0	缶・ペットボトル		140,000
5	第2庁舎	1階ベランダ	1.4×1.0	缶・ペットボトル		80,000
6	第3庁舎	2階	1.2×1.0	缶・ペットボトル		80,000
7	南熱海支所	4階	1.5×1.0	缶・ペットボトル		120,000
8	環境センター①	1階	1.2×1.0	缶・ペットボトル		80,000
9	環境センター②	1階	1.2×1.0	缶・ペットボトル		50,000
10	火葬場	1階	1.5×1.0	缶・ペットボトル		40,000

3. 入札参加資格

- (1) 法人においては熱海市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人においては熱海市内に居住し営業を営んでいるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 熱海市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 15 日条例第 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しないもの。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）等に基づく更生または再生手続開始の申立てが成されている者でないこと。
- (6) 熱海市内において自動販売機の設置、運營業務について 2 年以上の実績を有していること。

4. 入札

(1) 入札執行の日時及び場所

令和 5 年 3 月 15 日（水）午前 9 時から

熱海市役所第一庁舎 4 階 総務課公共資産マネジメント室

(2) 入札方法

- ① 入札は物件番号ごとに行います。
- ② 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れ提出してください。
- ③ 提出した入札書の訂正は一切受け付けられません。

(3) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ① 所定の用紙を使用していないもの
- ② 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- ③ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ④ 同じ物件について 2 通以上の入札をした入札
- ⑤ 入札に関し不正行為のあった入札
- ⑥ その他入札条件に違反した入札

5. その他

その他、入札に関する必要事項等は別紙「熱海市自動販売機設置事業者募集要領」に記載されているので、必読すること。